附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成三十年三月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○環境省告示第二十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年三月二十八日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

別表第３（告示別表２の１の⑵のア関係）

政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
8　利根川水系の渡良瀬川	草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ａ	イ	平成15年３月27日
	渡良瀬貯水池（谷中湖）（全域）	湖沼Ａ	ニ（※）	平成30年３月28日
	（※）　平成34年度までの暫定目標　ＣＯＤ5.5mg/Ｌ			
（略）				
10　荒川水系（埼玉県及び東京都に係るもの。）の荒川	二瀬ダム貯水池（秩父湖）（全域）	湖沼Ａ	イ	平成15年３月27日
	荒川貯水池（彩湖）（全域）	湖沼Ａ	ニ（※）	平成30年３月28日
	（※）　平成34年度までの暫定目標　ＣＯＤ3.7mg/Ｌ			
（略）				

別表第４（告示別表２の１の⑵のイ関係）

政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
8　利根川水系の渡良瀬川	草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成15年３月27日
	（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			

改正前

別表第３（告示別表２の１の⑵のイ関係）

政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
8　利根川水系の渡良瀬川	草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ａ	イ	平成15年３月27日
	渡良瀬貯水池（谷中湖）（全域）	湖沼Ａ	ニ（※）	平成25年６月５日
	（※）　平成29年度までの暫定目標　ＣＯＤ7.4mg/Ｌ			
（略）				
10　荒川水系（埼玉県及び東京都に係るもの。）の荒川	二瀬ダム貯水池（秩父湖）（全域）	湖沼Ａ	イ	平成15年３月27日
	荒川貯水池（彩湖）（全域）	湖沼Ａ	ニ（※）	平成25年６月５日
	（※）　平成29年度までの暫定目標　ＣＯＤ3.7mg/Ｌ			
（略）				

別表第４（告示別表２の１の⑵のイ関係）

政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）				
8　利根川水系の渡良瀬川	草木ダム貯水池（草木湖）（全域）	湖沼Ⅲ（※）	イ	平成15年３月27日
	（※）　全窒素の項目の基準値を除く。			